

特定緊急輸送道路沿道建築物に係る 補強設計助成

(有効期間：令和2年4月～令和3年3月31日までに着手)

東京都では、災害時に緊急車両の通行や緊急物資の輸送に重要な役割を果たす『緊急輸送道路』のうち、特に耐震化を図る必要がある道路を『特定緊急輸送道路』に指定し、沿道建築物のうち一定の要件を満たす建築物について耐震診断を義務付けました。

これに伴い台東区では、特定緊急輸送道路沿道建築物について、建物所有者の方の負担を軽減するため、補強設計に対して下記の通り助成します。

◆助成金額◆

助成金額は以下の手順により算出されます。

手順①：助成対象費用の算出

助成対象費用	次の限度額による算定額と、実際に補強設計にかかった費用のうちいずれか小さい方の金額を助成対象費用とする。	
限度額 (単価) による 算定額	面積に応じた1㎡当たりの限度額(単価)と、該当する部分の面積を乗じた額を〔ア〕から〔ウ〕まで合計した金額	
	面積区分	1㎡当たりの限度額(単価)
	〔ア〕 延べ面積 1,000㎡以内の部分	5,000円/㎡
	〔イ〕 延べ面積 1,000㎡を超えて 2,000㎡以内の部分	3,500円/㎡
	〔ウ〕 延べ面積 2,000㎡を超える部分	2,000円/㎡

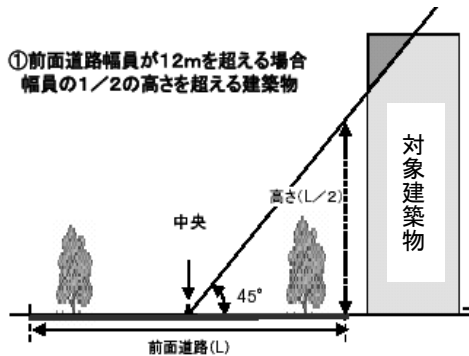
手順②：助成対象費用区分により助成金額を算出(1,000円未満切捨て)

助成対象費用区分	助成金額
助成対象費用が600万円以下の場合	助成対象費用の5/6以内
助成対象費用が600万円を超える場合	助成対象費用の1/2に 200万円を加えた額以内

◆助成対象要件◆（以下の〔1〕及び〔2〕の全ての要件を満たすこと）

台東区内の 特定緊急 輸送道路	第一次緊急輸送道路※及び昭和通りから区役所本庁舎までの連絡部分 ※第一次緊急輸送道路：昭和通り、江戸通り、蔵前橋通り、尾久橋通り
〔1〕 建築物の要件	次の①から⑤までを全て満たす建築物であること。 ①台東区内の建築物のうち、敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月31日以前に建築された建築物 ③建築物の高さが次に定める数値を超える建築物 (a)前面道路幅員が12mを超える場合：建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に該当する距離を加えたもの（下図参照） (b)前面道路幅員が12m以下の場合：建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、6mを加えたもの ④第三者機関の評定を受けること。（建築基準法の特例措置を受ける場合は計画の認定を受けること。） ⑤建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。
〔2〕 申請者の要件	次の①から②までを全て満たす者であること。 ①上記の要件に該当する建築物の所有者 ②住民税（個人または法人）を滞納していないこと。

★〔1〕③ 建築物の高さの要件



（前面道路幅員が12m以下の場合は、図中の高さL/2を6mとする）

★助成金をご希望の方は、下記へご連絡ください。

台東区役所 都市づくり部 建築課 構造防災担当
TEL：03-5246-1335

※助成金を受けるには、**事前申請が必要**です。申請書類提出後、区からの助成金交付決定通知が送付されますので、補強設計は通知受領以降に着手するようお願いいたします。

★〔1〕④評定を行う第三者機関について

東京都耐震ポータルサイトのホームページを参照してください。

ホームページアドレス：<http://www.taishin.metro.tokyo.jp/tokyo/topic11.html>

東京都耐震ポータルサイト＞市街地建築＞東京都の取組＞耐震改修計画の認定申請の評定に係る専門機関